

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要

○背景

0歳から2歳児の未就園児が約6割を占める中、保護者の中には「孤立した育児」に対する不安や悩みを抱える方が多数存在し、保護者支援の強化が求められています。そこで、全ての子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、「こども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、多様な働き方やライフスタイルを持つすべての子育て家庭に対する支援を強化する子育て支援事業です。

○目的

保育士を通じて、こどもの育ちの支援とともに保護者の養育力を向上させ、家庭での子育てを充実させることに繋がることを目的とされている。

○対象者

保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている乳幼児は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている乳幼児は対象外とする。

○開所日数・保育時間

開所日数や保育時間はニーズや受入れ体制を考慮の上、適切に設定する。

○導入の経過

令和6年度・・・試行的事業を実施697か所（118自治体）

（兵庫県下：神戸市、姫路市、加西市、養父市、南あわじ市）

補助単価は一律850円/H、保護者負担は300円/Hを標準

保育時間は児童一人当たり月10時間が基本

令和7年度・・・制度化

地域子ども子育て支援事業として地方の受け入れ態勢や人員配置の実情に応じて自治体の裁量で実施するため補助金制度となる。

補助単価は0歳1300円/H、1歳1100円/H、2歳900円/Hに変更

保護者負担は300円/Hを標準

保育時間は児童一人当たり月10時間が基本

令和8年度・・・本格実施

全国の自治体で実施

新たに乳児等のための給付制度（公定価格）となる予定

保護者負担は300円/Hを標準

保育時間は児童一人当たり月10時間が基本

○令和 6 年度試行後の検証

(保護者から)

「子供の言葉が増えた」、「保育施設で覚えた遊びをするようになった」、「新たに取り組む機会が増えた」、「友達との関わり方を学んだ」、「子育てを楽しいと感じられるようになった」、「子育て中の孤独感や不安感が減った」、「予約がいっぱいで預けられない時があった」など

(施設側から)

「当初は担当保育士も戸惑いや負担感があったが、経験を積むことで、徐々に負担感は和らぎ、前向きに捉えるようになった」、「泣いてばかりの子も利用するにつれて、泣かなくなり、在園児と触れ合うなど、成長がみられた」など

○一時預かり事業との違い

一時預かり事業は保護者の就労が週 2 ～ 3 日程度の方や保護者の急な入院などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、就学前の幼児を保育所等で預かる事業に対して、こども誰でも通園制度は保護者の就労条件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児が保育所等に一定の時間で預けられる制度

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度
目的	急病などで家庭保育が困難になった幼児を保育施設で預かる事業 ① 非定型保育(主に就労等) ② 緊急保育、私的利用	保護者の就労の有無や家庭の事情に関わりなく、子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、すべての子育て家庭に対する支援を強化する制度
対象年齢	1 歳児～就学する前まで	0 歳 6 か月～満 3 歳まで
預かり時間	9:00 から 17:00 のうち家庭での養育が困難な時間	施設の判断により受け入れ可能時間内で希望する時間
利用回数/月	12 回など	一人、10 時間/月
利用料	2,000 円/回	300 円/時間
飲食物費	500 円/回、状況により弁当持参	給食の有無も含め施設の判断による
申込み方法	① 非定形型：就労証明、幼児の健康診断などほいく課に提出 ② 緊急保育、私的利用：各園に申込み	事前に総合支援システムに登録の上、保育施設と面談後に保育施設に予約をする
実施園	・西蔵こども園 ・茶屋保育園 ・浜風あすのこども園 ・認定こども園 はなえみ保育園 ・認定こども園 山手夢 ・認定こども園 夢咲	未定